

会 議 録

会 議 名	第 9 回 西予市地域づくり活動センター市民検討委員会 西予市公民館分館制度分科会	
日 時	令和 3 年 2 月 9 日(火) 9 : 30 ~ 12 : 16	
場 所	三瓶文化会館 2階 研修室	
出席者	会 員	15名 / 16名
	事務局	10名
傍聴	8名	
議 事 内 容 (要 旨)		
分科会長	<p>9 : 30 開会</p> <p>開会あいさつ</p> <p><b>【協議事項】</b></p> <p>(1) 報告事項</p>	
事務局	<p>以前からあった三瓶分科会員からの質問について、2月4日に市役所で、直接本人に回答したので報告する。市からは私と財政課長、そして管財係が同席して説明をした。その中で、歳入科目を寄附金から諸収入に変更する際に、市から住民に説明をしていなかったことについては認めたくなくて、分館経費の受け入れについても法律などの根拠がなく、また覚書のようなものを根拠としていると考えていたが、それも現状確認されていない。また、本来は合併時にその確認や整理をすべきところだったが、それができていなかったことについて、お互いが確認をした。</p> <p>また分館は、令和5年度以降普通財産となる。その維持管理費の扱いについては、市と区の間で締結予定の契約の中に盛り込んでいくことを確認した。</p> <p>分館制度を他4町で実施した場合のシミュレーションについては、経費的には現在より抑えられる可能性は大きいと思う。ただ、経費削減が成り立つラインがある。行政区の数をかなり絞りこむとともに、行政区に1か所ずつある集会所も減らし、建設費や修繕費などの補助金を削減した時に経費が相対的に下がっていくものだと考えている。しかし以前にも言った</p>	

<p>会員（三瓶）</p>	<p>が、行政区の統廃合は市が強制的に進めることができない。あくまでも行政区同士、地域住民の自主性によるものとなるので、そのシミュレーションは現実的ではないと考えている。</p> <p>しかし、今後行政区に対し、人口減少等による統廃合の指針を示していくことは可能であり、勧めていく必要があると考えている。以上報告とする。</p> <p>私の言い分を全て認めていただいたうえで、私は事業推進のために、可ではないが了としてこの推進を図ってほしいということで了解した。</p> <p>協議に入る前に、今までの説明でも「地域」「地区」など曖昧な言葉が出てくる。市民検討委員会、分科会の資料や理事者の説明の中でも曖昧な表現が多い。まず、地域と地区、自治と行政、区と会、これらの定義を示してほしい。</p>
<p>事務局</p>	<p>今日は答えを持ち合わせていない。今後どのように表現するか、どう統一するかという協議を理事者で行い、後日回答する。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>旧東宇和地区の自治会組織、行政区組織、三瓶の組織、なかなか分からなかったが、今やっと宇和は 94 の行政区があって、10 地区の代表区長に分かれていること、宇和公民館エリアには 49 自治会で 8,000 人いることなど、いろいろ勉強して分かった。三瓶は 1 行政区、1 自治区、その下にも町内の自治会がある。「自治会」という言葉が、私たちが考えている自治会と、検討委員会に出てくる自治会と全く合わない。</p> <p>それと併せて、市民検討委員会の資料 26、自治団体と記載しているが、自治団体などあるわけない。交通安全協会や財産区、区長会などは、「自治団体」ではなく「地域の団体」ではないのか。自治という意味が分かっていないのではないのか。自治体といえば愛媛県、西予市など。自治会といえば、行政連絡協議会につながった会が自治会の活動だと思っている。これは間違っていたら訂正してほしい。</p>
<p>事務局</p>	<p>そのとおりだと思う。この項目の名称としては不適切なので改める。</p>
<p>分科会長</p>	<p>言葉、文言をきちんと統一していただけたらと思う。</p>

<p>分科会長</p>	<p>(2) 三瓶地区の活動センター配置と分館について</p> <p>まず、三瓶北公民館地域、二木生にある北公民館の建て替えをする予定だと聞いているが、その辺りも含めて意見を聴きたい。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>今日の資料と以前の資料分資5-2に、「各分館に移行調査を実施し、下記パターンによる整備計画を作成する」とあるが、この移行調査をどのように考えているのか。この調査から始まることだと私は理解している。</p> <p>ただ、負担、あるいは拠点をどのようにするのか。これは行政がすることである。我々には決定権がない。この分科会は、理事者の提案を我々が可決、否決する会ではない。各分科会員がそれぞれの立場から、私はこう思うと意見を出し合うのが検討委員会。</p> <p>この協議事項を提示されて、これまで活動してきた27の地域づくり組織を、ここへきて24にするか、現状のままに押し通すのか、そのようなことを我々に聞く必要がどこにあるのか。</p> <p>何のためのこの事業か。それは財源と職員数の問題からだが、仮に27の地域づくり活動センター（以下、活動センター）に3人の職員を配置したとし、現在の教育委員会を比較したら、現状より多くなる。そのうえに地域づくり交付金で地域の任用職員を雇いなさいと。何のためにやろうとしたのか、この事業の目的が分からなくなりつつある。よって、私は協議事項（3）分館の移行方針について先にしていただきたい。協議事項（2）三瓶地区の活動センター配置と分館については行政がやることなのだから。仮に検討委員が、ここの地区に活動センターは要らないなど言えるか。野村の人が大野ヶ原は要らないとは言わないと思う。作っていただければありがたいこと。</p> <p>その時々のお考えではなく、財政課、まちづくり推進課、生涯学習課が部局で協議検討をしたうえで、資料を作っていただかないといけない。</p>
<p>会員（野村）</p>	<p>個人的意見だが、地域づくり活動、地域づくり組織の目的、目指すところは、これまでは、行政に頼って地域の振興発展、また地域活動をやってきたが、やはり現場に即した小回りの利く地域づくりが大事になってきている。また、合併をして行政エリアが広くなると、行政職員も減少していく中で、行政の目も周辺地域までは届きにくくなる。そのような困った状況が周辺地域から出てきている。その中でいくばくかの交付金を頂いて、</p>

<p>会員（三瓶）</p>	<p>自主自立を図っている。地域の困りごとを行政に頼っていたら1～2年経ってしまうので、地域でやっていこうと。災害対策、福祉、子育てなど、地域に応じたやり方を作っていかなければいけない。その地域の面積、エリア、地形、人口密度などの中でその地域にあった規模、やり方で地域づくりをしていきたいと思っている。それが活動センターの目指すところだと思っている。</p> <p>行政区の統廃合についてだが、20年経つと人口が2分の1になる。私の地域は390人で10行政区あるが、20年経ったら半分になる。40年経つとその半分で100人は当然切るだろう。集落数も減ってくる。私の地区で隣の地区まで約3kmあるが、そういう小さな集落が10も点在しているということで、もちろん統合するなりして行政区や集会所の数は減ると思う。2戸3戸と取り残される家も出てくる。そういう人たちの道路や水道やいざという時の生命、これをどう支えていくのか、今後、行政として検討、支援、制度も見据えてほしいと思う。三瓶なら災害対策。津波からどう逃げるかといったところも重要な点だと思う。</p> <p>分館のある三瓶町が小規模多機能事業をスタートさせるには、分館施設をどのようにするかが一番大事なことになってくる。その出口をきちんとしていただけたら、市長が最重要課題としている小規模多機能事業に進むことができる。今日配布された資料は、以前頂いた資料と負担割合が同じに記載されているが、7対3を消去して、9対1または現状維持と記載してほしい。</p>
<p>事務局</p>	<p>今日配布した資料は、以前配布した分資5－2をもう少し分かりやすくしたもので、移行方針そのものには触れていない。</p>
<p>分科会長</p>	<p>では、協議内容（2）と（3）を入れ替えて、先に（3）分館の移行方針について協議する。</p>
<p>事務局</p>	<p>（3）分館の移行方針について</p> <p>資料分資9－1の説明をする。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>25日開催予定の三瓶分館長会では、この分資9－2の資料を配布して説</p>

事務局	<p>明する予定か。</p> <p>この資料にある案を 10 月に提示して、これについて意見を一とおりに頂いている。それに区としての意見を加えたものを再度分科会で諮り、それについて協議を行う予定である。</p>
会員（三瓶）	<p>以前、何も分科会で決定もしていないのに、資料 5-2 が各区長に送られ、この資料が先走りして、各区ですすでに対応している地区もある。分科会で話が煮詰まっていない部分を 25 日の分館長会で再度提示すると、またこれがこのまま一人歩きしてしまう。</p> <p>もう 1 点言うと、周木地区には市政懇談会開催時に、活動センターが建ち、いろんなことができると市長も説明されている。その時に約束していることもある。下泊地区の市政懇談会は開催されていない。ちぐはぐなことがたくさん起こった中で、今度の会。もうすぐ区長（分館長）も交代するので慎重に討議していただかないといけないのに、そういった時間もない。この資料も数字など訂正しないとイケない部分がたくさんあると思う。それを今までちぐはぐに進めてきたから今回またちぐはぐになる。</p> <p>骨組み、数字的なことがしっかりしたものを示すべきである。これまで質問しても、遅れ遅れの回答をしてきて、その結果、分館長会にこれを提示するのはあまりにも不備ではないか。もう少し真剣に取り組んでほしい。</p>
会員（三瓶）	<p>昨日、三瓶分科会員 8 名で協議をした。移行パターンについて、また、25 日の会についても協議した。25 日の資料については、以前の、分資 5-2 の資料に対し、三瓶の 8 名の意見を加えて記した資料とし、三瓶分科会員の意見が分かるものを出してほしい。</p> <p>三瓶の意見としては、移行パターンの令和 5 年度から 9 年度末までの 5 年間で移行を行うには、期間的にあまりにも短い。また、7 対 3 の負担割合についても、とにかく現状維持をお願いしたい。現行の分館が建っている間は 9 対 1 の現行の比率でお願いしたいと述べさせていただいた。分館維持管理経費の質問に対しても、あまり芳しい状況ではないという回答だったので、その辺を加味しても、この 7 対 3 は違和感が強い。</p> <p>市としては、移行パターンをこう考えているという資料だとしても、三瓶からはこういう意見が出ていると、必ず分館長会の時の説明に含んでほしい。今回は数字的のところまで言及しようかと思ったが、今の流れから</p>

事務局	<p>していくと、やはり一度区長の意見を聴いて、私たちの意見と各区の意見をすり合わせして、とりあえず三瓶の一つの意見として出すのがいいかなと考えている。</p> <p>三瓶以外の分科会員の方をお願いをしたい。これまで9回、三瓶の分館の状態、成り立ち、当然金額的などところを含めていろいろと理解していただいたと思う。我々は当初から非常に重いテーマで、いろいろ協議してきた。したがって、できるだけ私たちの意向をくみ取ってほしいと思う。</p> <p>25日に開催される会では、市の第1回目の案として分資9-2を配布し、口頭で、分科会員の皆さんからこういう意見を頂いていると、説明しようと思っていた。皆さんの意見を反映した資料は、第7回の当会で配布している。そういった内容をこの中に盛り込まないと、これまでの経緯としても正しくないということだと思うので、これまでの意見をつぶさに入れて、市としてはこういう説明をしたところ、三瓶の分科会の皆さんからこういう意見を頂いている、という前提で説明したい。それでよろしいか。</p>
事務局	<p>市も、移行案の修正について協議の場をもつようにしていたが、三瓶分科会員の皆さんからの意見は頂いているものの、分科会全体としての意見の調整ができていなかったということがある。</p> <p>25日の会には、このままの資料で説明し、改めて、分館長の意見を含んだものを、3月初旬の第10回分科会で報告、提示していただき、分科会として、この方針についてどう思うか、分科会で整えたものを私たちが持ち帰るというスケジュールになる。</p>
会員（三瓶）	<p>あまりにも都合がいいかたちで分館長会が開かれるということになる。区長兼分館長はこれまでの経緯を知らない。この数字を見て、仕方ないからそうしようか、ということになりかねない。経費、寄附の問題も知らないままになってしまう。きちんとその辺も説明するのか。きちんとした資料が出ないなら、もう一度説明会をしないといけなくなる。</p>
副分科会長	<p>3月下旬でほとんどの区長が交代される。留任される方はほとんどいない。この25日の説明は大きな立ち位置となる。やはりこのまま資料を提示すよりは、7対3に矢印を入れて「現状維持」という意見が出ていると、経緯の分かる資料にしていないと、このとおりにいかなかった時に大変な</p>

	<p>ことになる。総会、役員会も開催されないかもしれないので、次に引き継ぐ区長と現在の区長の両方が分かるようにしていただきたい。</p>
事務局	<p>資料は第7回で配布した資料のかたちを含めて経緯が分かるように、そして、それに対しての意見が分かるようにした資料を用意する。</p>
会員（三瓶）	<p>分資9-2では、行政財産である分館が、令和5年4月からずっと普通財産という色分けになっているが、集会所に移行しても普通財産なのか。この資料を見ると、集会所に移行しても普通財産のようにとれるが。</p>
事務局	<p>公民館条例が廃止されたら、行政財産から普通財産になる。例えば市が建物を区に無償譲渡するなど、所有権を区に渡すことになれば、普通財産から離れることになる。建て替えの場合、行政区が建てたということになれば、当然公の施設、普通財産ではなくなるので、区の持ち物として取り扱っていただくことになる。</p>
事務局	<p>資料を訂正するようにする。</p>
会員（三瓶）	<p>あと1点、やはり資料の7対3は消してほしい。すでにこの7対3という資料は、説明もなく区長のところに届いているが、区長の皆さんは意味が分かられていない。したがって、この数字は消してほしい。</p> <p>もう1点、この資料②で、「1世帯あたりの負担が突出する区へは特例を設ける」とあるが、三瓶の分館が一番費用をかけ、一番新しい分館は皆江分館である。まだ築26年程で、年間経費が68万7千円程だと思う。そこで、特例についての私の考えだが、このように地元負担が大変な施設は、行政と地域が協働で頑張っ、何かしら事業で使う方法を考えてあげれば助かると思う。その例として、皆江の普通財産の拠点、皆江のまちづくり、環境保全や自主防災事業など、いろいろな事業を皆江区が建物を管理しながら、第3セクター方式ではない簡単な指定管理者制度でできるような仕組みがあればいいと思う。皆江分館が一番頑丈で海岸部で非常に大切な財産である。皆江行政区は、いろいろな事業と施設を管理する指定管理者制度で、指定管理料を頂いて実施するというを提案させてほしい。</p>
分科会長	<p>その提案は行政で把握、検討していただき、先に資料7対3について諮</p>

事務局	<p>りたい。</p> <p>7対3を削除してほしいという気持ちは分かるが、やはり何種類も資料が出まわると混乱を招くので、この資料はこの資料で提示して、7対3についてどういう意見が出たか、経緯などを示したい。</p>
会員（三瓶）	<p>これを7対3という案で、各地域あるいは市民検討委員会に諮るなんてことをしたら許さない。基本を分かっているほしい。</p> <p>今後のスケジュールについてだが、これは三瓶の分科会員に責任を転嫁させるような案。本来は各分館へ移行調査を実施し、説明も希望する地区へ行政が出向いて説明し、それぞれの区民の意見を聴いてまわるべき。行政区というのは区民の総意でなければ決議にならない。時の区長の個人的意見にしか過ぎない。本来は我々三瓶の委員8人が出向いてでも区長の意見をつぶさに聞き、我々も精一杯の努力をし、委員として最終的な、今の分館長はこういう個人的な考えを持たれていると、ある程度の知識を伝えて総会に臨んでいただきたい。そのための委員会なのだから。決して地区の意見ではない。その辺りはき違えないように。自分たちで出向いてほしい。</p> <p>もう1点、活動センターとなるべき東公民館を、いち早く建設してほしい。そこを三瓶東区の拠点にすればいい。都合のいい勝手な提案ばかりを三瓶に対してするが、職員の数にしても、私から言えば税金の不公平配分。あるいは二重取り。そういうことが重なって、それでも耐えて黙っているのが三瓶町。もう少し根底をしっかりと協議検討して、提案をしていただくように願います。</p>
事務局	<p>7対3については、これまでもいろいろな意見を頂いて、経緯を踏まえて、事務局もこの部分については十分な配慮をする必要があるということ強く自覚している。ただ、申し訳ないが段取りとしてここに提示することはできない。</p>
会員（三瓶）	<p>課長も権限外なのだと思う。これを提案した際に、市長を交えて話したと分科会で発言している。市長の意見を聴かなければということによいか。市長の意見は財政課の意見とは違うのか。市長だけなら、1日か2日で解決することなのだから、いち早く確認してほしい。</p>



<p>会員（三瓶）</p>	<p>市長の意見を踏まえてこの資料を修正するのか。このままいくのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>25日については、現状のものを修正・追記した資料を提示する。7対3は記載したままにする。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>25日の資料を事前に私に送って欲しい。それでこのまま修正されていなければ、区長会でのこの話はやめてくれ。区長会長として発言する。</p>
<p>事務局</p>	<p>分資5-2については、市長と協議をさせていただいている。それ以降、この分科会でこういう意見があるということも、その概略の説明はさせていただいている。25日の会では、今までの経緯や皆さんから出た意見をこの資料に盛り込むという修正はする。最初の提示内容が分かり、そして活字で分からないところについては、口頭での追加説明をする。</p> <p>市長との協議については、分科会全体の最終の意見がまとまった段階で相談させていただかないと、今の段階、次の段階と、折々に協議することは難しいと考える。区長の意見も踏まえ、最終的に分科会の意見がまとまったところで、市長と協議させていただければと思う。25日に最初の行政からの案を強引に押し通すという考えは一切ない。皆さんの意見を聴き、次の分科会で協議をする一つのステップと考えてほしい。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>残念ながら、小規模多機能事業に関して行政を一切信頼していない。例を挙げると小規模多機能自治の市政懇談会で、活動センターの人員配置について、ずっと活動センター長は地域が雇用してくれと、説明も動画も言っていたのに、まちづくり推進課が提案変更の説明もなく、センター長が行政職になった。また、三瓶北地区の活動センターは新築という期待をしているが、どうも新築ではない。三瓶の検討委員も北公民館の館長も知らない間に、他の方向に進んでいるみたいである。だから、行政の言うことは信頼できない。なぜこの7対3という数字が除けられないのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今日の協議の中で、7対3という表現を削除した方が良いということが分科会全体の総意であれば、違う比率を出すわけではないので、誤解を招く資料にならないのであれば、それでよいかとも思う。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>何度も繰り返すが、分館の維持管理経費の負担について、市長にその裁</p>

	<p>量権はないという回答だった。公共物に修繕費や需用費等を区民から取る権限がない。その辺をわきまえて、現状維持の方が気持ちいい話になると、市長に早く伝えてほしい。ここで三瓶町地域以外の8人の委員に聞いても、私が質問しているからある程度認識していただいているが、本当の意味で、これは自治法等を勉強しなければ分かる話ではない。なぜそのように拒むのか。一度行政が相談して7対3くらいで案を出してみると、そのこと自体がおかしな話。この際、現状維持で出そうと、それに訂正していただくわけにはいかないのか。それが一番市長も傷つけない、また、恥ずかしい監査請求を受けなくて済む理由になると思う。</p>
事務局	<p>先ほど言ったとおり、市長に何度も率の関係について話をするのは難しいと考えている。言われたとおり、負担をしていただいていることについては、市長にも話をしているし、何らかの配慮については、また具体的なところを検討しなければいけないと思う。</p>
	<p>25日の資料は最終の資料ではない。また、これまでの分科会の中で決定をしている内容であればそれでいいが、これまで分科会の総意というものは出されていないので理解してほしい。</p>
副分科会長	<p>7対3という数字を消して、現状維持という言葉を入れる、これに賛成か反対かで諮ったのでよいか。</p>
会員（三瓶）	<p>私は3月31日まで区長会長という立場である。この委員会は、区長会長ということで私は呼ばれているので、私は発言権がなくなる。だから、このままの資料でいくのであれば、はっきり言って、今度の区長会での説明はやめていただきたい。年度が変わって、物分りのいい区長会長が選ばれた時に、また説明していただいたらいい。だが私は、2区の区長を卒業させてもえそうもないので、区長としては意見させていただくことになると思う。だから私はあえて現状維持にこだわりたい。</p>
会員（宇和）	<p>私としては、現状維持と表示することには反対である。というのは、現状維持とすれば、この分科会の総意なのか、市の考えなのか分からなくなる。ここは表示しないでおいて、今、分科会ではこういう意見が出ていると説明していただく方がいいと考える。</p>

<p>会員（明浜）</p>	<p>私も今の意見に賛同する。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>比率の話が進んでいるが、実際に私たち三瓶の委員の意見として、各分館解体後における新たな施設の建設費地元負担割合の特別措置と、維持管理経費の負担割合について意見している。移行パターンの中で、これらの措置が令和5年から令和10年の5年間しかないというところが、私たちにとっては非常に問題だと思う。しかし、分館が残っている間ずっと市にお願いするのか、ということになると、20年30年40年というスパンになってしまい、話のまとまりがなくなる。三瓶の検討委員の中では、皆江分館は別として、ほとんどが令和15年までに耐用年数がくるので、措置期間を令和5年から令和15年に、それに段階的期間をプラス3年の令和18年までという具体的な数字の話が出ている。その内容を後でお渡しするので、25日の区長会の時に提示してほしい。</p> <p>もう1点、今後のスケジュールについてだが、25日に区長に集まっていた後、通常は3月の第2、第3週辺りに各区の総会が開催される。コロナの影響もあり総会が開催されるかどうか、総会ではなく役員会になるかもしれないが、25日の説明を区長に持ち帰っていただき、総会なり役員会で区の皆さんの意見をうかがい、取りまとめたものを提出していただくと考え、日程的に次回開催が3月の初旬では非常に厳しい。早くても3月下旬、あるいは4月上旬辺りまでの時間的余裕がないと、各区の意見を取りまとめて反映させるのは難しいので、その辺を加味してほしい。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>先ほどの資料の7対3を削除してくれという件だが、現状維持と表示することには反対だと言われた委員に賛同する。</p> <p><b>【暫時休憩】</b></p>
<p>事務局</p>	<p>スケジュール案では、第10回を3月初旬とし、第11回を3月下旬としているが、第10回を3月下旬にして、第11回を4月上旬。第12回を4月上旬から4月中旬にしたい。この4月中旬というのは難しいかもしれないが、一応、今の段階では中旬を目標として了承してほしい。</p>
<p>分科会員</p>	<p>了承する。</p>

副分科会長	共通認識として、3月下旬で区長が交代するので、3月下旬までにはつきり三瓶の案が出せるという方向で願います。
事務局	令和10年までの期限を令和15年まで延長するという件については、審議議案というよりは、後で意見をまとめたものを預かって、その内容を25日の資料に盛り込んでほしいということだったので、それは承った。
事務局	資料の負担割合の件だが、25日の資料では削除する。経緯説明をすることで当初はこういう数字を出したが、三瓶地区委員を中心に現状維持という意見を頂いているということをお口頭で加えさせていただく。
事務局	意見については口頭ではなく、資料に書き込む。
会員（三瓶）	以前作っていただいている資料でかまわない。
分科会長	では、そういうことで決定する。
会員（三瓶）	25日の資料を事前に配布してほしい。
事務局	ギリギリになるかもしれないがお送りする。事前にお送りする資料は、三瓶地区の委員のみでかまわないか。
分科会員	全員に願います。
会員（野村）	25日の会議に、三瓶の分科会員以外が傍聴させていただくことは可能か。
会員（三瓶）	傍聴だけではなく、分科会員なのだから発言も可だと思いが。
事務局	25日の会が分科会長の招集する分科会の延長であれば、どの分科会員の方にも発言の機会があるかと思うが、今回は三瓶教育課が招集した分館長会終了後の、三瓶の分科会員主催の会なので、進行も三瓶分科会員でやっていただき、私たちも要求に応じ説明をするというスタイルになる。そのため傍聴というかたちで願いたい。

分科会長	25日の時間と場所は。
事務局	2月25日、この場所で15時から三瓶の区長会、16時から三瓶町分館長・分館主事会を分館長のみの出席で行う。その後休憩を挟んで17時を目途に分館分科会の報告会ということで、三瓶地区の分科会員主催で開催予定である。
会員（三瓶）	<p>活動センターについて提案する。検討委員会ではおおむね27小学校区に活動センターを設置するということだが、将来的に、1行政区で1まちづくり組織として、活動センターをやりたいというところが出るかもしれない。</p> <p>例えば、皆江地区は以前小学校があったが、皆江でまちづくり組織を作って、いろいろな事業を行政区で行い、施設も自分たちで維持管理する。だが、行政窓口は必要ない、ゆえに行政職も必要ない、まちづくり組織で運営するというパターンがあるかもしれない。</p> <p>市民検討委員会の資料になるが、活動センターを設置する場合としない場合の2パターンのイメージ図があるが、そのどちらでもない、職員は必要ないが活動センターは必要で、そのセンター長をはじめとするまちづくり組織で、事業の実施や施設管理をするというパターンの提案をしたい。</p>
事務局	<p>大変貴重な意見でありがたい。市民検討委員会の基本的な考え方の中に、活動センター組織は、地域づくり組織を基本とした活動エリア内に一つ設置するという意見を前回頂いたので、改めて次回の検討委員会で諮れるよう準備をしている。ぜひとも市民検討委員会の中で、今の意見をもう一度発言していただき、全員の委員の中でどういった意見が出るか確認し、答申に組み込めるようであれば、検討させていただきたいと思う。</p>
会員（三瓶）	私は、あの大勢の前では話せないので、分科会報告でお願いします。
委員（三瓶）	もう既に27というのは決定している話。将来の財政、職員減少などを鑑みて考えるべき。もう決定しているこの件については、我々が悩む必要もない。結果が出ているものを案件として載せないようにしてほしい。もし、皆江地区のように、他の地区において、自分の地区もやらせてくれと

事務局	<p>いう話になった時にはどうするのか。</p> <p>今の指定管理の話は、令和5年4月から直ちにということではなく、将来的に地域がそのような形態を望むのであれば、そういう選択肢も残しておくべきではないかと、今の提案の中で思ったものである。もし市民検討委員会の中でそういった意見があれば、会の中で検討していただければと考えているところである。</p> <p>今ある地域づくり組織の数が27あり、小学校区に1つという考えでこれまで提案していたが、前回の市民検討委員会で、そこにこだわってほしくないという意見が出た。それぞれの地域づくり組織で、そこにできる活動センターについて検討していただき、その中で活動センターの設置について考えをまとめていただければ、それを選択肢として考えるべきではないかということで、あえて地域づくり組織は、その組織を基本としたエリア内に一つ置くという表現にさせていただいている。</p>
会員（三瓶）	<p>私が言いたいのは、皆江分館の耐用年数は、まだ20数年残っている。将来、この皆江も人が減り、産業も苦しくなる。そこを心配して、近い将来、皆江分館だけが普通財産で20数年残るのは大変だと。何十年も経って、ここで決めたとおりの負担ではなく、将来的には指定管理で、指定管理料を頂くなどのパターンがあってもいいのかと、一検討委員として、意見を発表させていただいた。</p>
分科会長	<p>皆江の今の施設はまだ新しいし、当面建て替えることもないし、スケジュール的に皆江の地域活動も難しいだろうと。だから柔軟に指定管理制度を含めて考えて欲しいというご意見だった。これは、市民検討委員会の協議内容にある指定管理についてあるので、そこも含めて意見を出していただければと思う。</p> <p>(3) その他</p>
会員（三瓶）	<p>前回も地域づくりの活動資金を見直してほしいという話をした。令和2年度の公民館予算は、三瓶は公民館、分館を含めて1200万円、明浜1269万円、宇和1400万円、野村3900万円、城川2038万円。他の4町は集会所の修繕費等で別に1000万円ほど組んでいる。職員数において三瓶は公</p>

<p>分科会長</p>	<p>民館と教育委員会で13人。明浜が16人。城川は17人。野村は22人。宇和は29人。これが今の教育委員会の体制である。</p> <p>また地域づくり交付金について原資は何かと尋ねたら、税金、市税だということだった。したがっていろいろな資料を頂いた中で、交付金の世帯数あたりの金額を算出すると、明浜 4,990 円程。宇和 2,850 円程。野村 5,066 円程。城川 6,682 円程。三瓶は 3,399 円程。一方、地域づくり組織単位で世帯割をすると、一番多いのが大野ヶ原で 70,058 円。2番目に多いのが惣川 12,879 円。3番目が 10,380 円。その次に田之浜 10,250 円。三瓶では下泊も 10,245 円程になっている。</p> <p>税金は市民から徴収したもの。これまではあまりこういう審議がされていなかったのではないだろうか。均等割、所得割、面積割ということだけで、中身の吟味はされていない。されていたらある程度見直しがあるはず。特に明浜町と三瓶町は海の面積が入っていない。野村ダムなど広い川があるとところは割と率がいい。</p> <p>税は公平に配分してほしい。特に今後は、今までの地域づくり組織ではなく、事業化が始まり、その組織が地域の雇用をしていくことになる。資源を活用するために、人を配置しなければならない。この交付金の見直しをいち早くしてほしい。</p> <p>5年に1度見直すようになっているようだが、そうするとスタートと同時にになってしまう。スタートしてしまった後に、それに手を加えることができるのか。今のうちに、どういう配分をしていくかももう少し考えていただきたい。よく考えて、いち早く検討し、スタートを切るまでに、皆が納得した活動費配分を考えて欲しい。これをお願いする。</p> <p>閉会あいさつ 12:16 閉会</p>